

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

番号	業者名	住所
①	株式会社電通	東京都港区東新橋1丁目8番1号
②	株式会社セレスポ	東京都豊島区北大塚1丁目21番5号
③	株式会社フジクリエイティブコーポレーション	東京都江東区青梅1丁目1番20号

2. 指名停止措置期間

令和5年2月15日 から 令和5年11月14日 まで（9ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

1. に記載の有資格業者3社の社員等は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注した、第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会のテスト大会の計画立案業務に係る入札における独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）違反容疑で、令和5年2月8日に東京地検特捜部に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」第1条の規定に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当する。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33

TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長

半田 達也 (内線2511)

総務部経理調達課長

大谷 繁 (内線6311)

○総務部契約課課長補佐

畠山 晋一 (内線2512)